

行政の垣根を越えて取り組むべき環境問題。 循環型社会の構築と環境再生を推進。

環境副大臣
兼内閣府副大臣

あきもと司



5月1日から新しい令和の時代になりました。この新しい時代において、これまでの大量生産・大量消費の社会から、持続可能な社会へ、一歩一歩その歩みを進めていくことが重要です。私は、平成29年8月から平成30年10月までは国土交通副大臣を担いました。また、平成30年10月

からは環境副大臣を担っています。下水道事業は国土交通省が所管していますが、下水道は環境の観点から重要なインフラであることは言うまでもありません。環境の切り口から下水道の重要性を改めて見つめ直

し、循環型社会を実現する上で今後必要な対策を紹介します。

また、平成の時代には、大きな災害もありました。東日本大震災からの復興、環境再生の取組みは、令和の時代にあっても、確実に進めてまいります。

① 環境の切り口から見た下水道事業について

昭和45年（1970年）の第64回国会（いわゆる公害国会）において、下水道法に「公共用水域の水質保全」が目的として追加されて以降、その目的を達成する重要な手段として下水道の整備が進められました。その結果、平成29年（2017年）度末時点の汚水処理人口普及率は90・

9％に達しています。この間、環境基準の達成率は、昭和49年（1974年）度末時点で約50％のところ、平成29年（2017年）度末時点で約90％と大きく向上するなど、下水道は国民の生活環境の改善や公共用水域の水質の保全に多大な貢献をしてきたといえます。一方、東京湾等の

一部の海域では、夏季に貧酸素水塊が発生し水生生物の生息・再生産の障害となっているため、汚濁負荷削減の観点から下水道の整備等が引き続き重要となっています。

また、近年はきれいなだけでなく生態系や水産資源への配慮等、豊かな水環境を求める新たなニーズが高まっています。持続可能な水産活動を育む豊かな海にとって、陸域から供給される栄養塩類は水生生物の生息・生育に欠かせないものです。このため、瀬戸内海等の一部の下水処理場では下水処理水の放流先のノリ養殖業等に配慮し、冬季に下水処理水中の栄養塩類（窒素やりん）の濃度を上げることで、生育に不足する

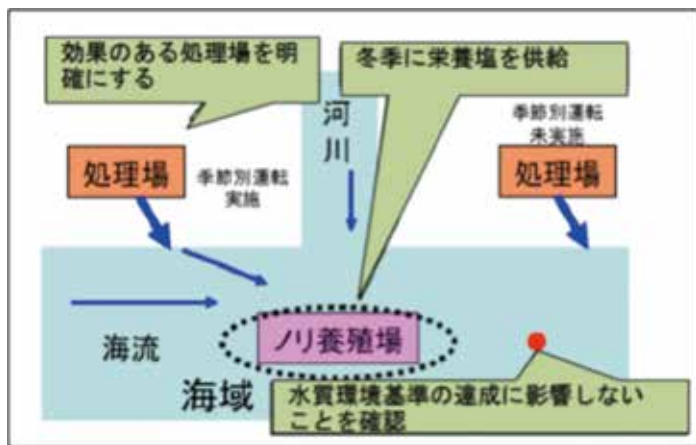


図1. 下水処理場における季節別運転管理（イメージ）

また、下水道から発生する汚泥は産業廃棄物排出量の約20%を占めており、平成8年（1996年）の下水道法改正により発生汚泥の減量化の努力義務が規定されて以来、汚泥の建設資材利用、緑農地利用等が進められてきました。さらに、平成27年（2015年）5月の下水道法の改正により、下水汚泥の燃料又は肥料としての再生利用の促進に関する努力義務が追加され、令和2年（2020年）までに下水道バイオマスリサイク

ル率を40%にすることを目標に、より一層の下水汚泥のバイオマス資源としての利用推進がされています。下水事業者では、下水汚泥のエネルギー利用に向け、地域に存在する生ゴミや剪定枝、刈草、し尿等のバイオマスを下水処理場に集約する取組を実施しています。このような地域バイオマスの受入により、中小規模の下水処理場においても効率的にエネルギー利用等を実施することが可能になるとともに、電力・農業等の分野での地方の産業・雇用の創出へ貢献することが期待できます。

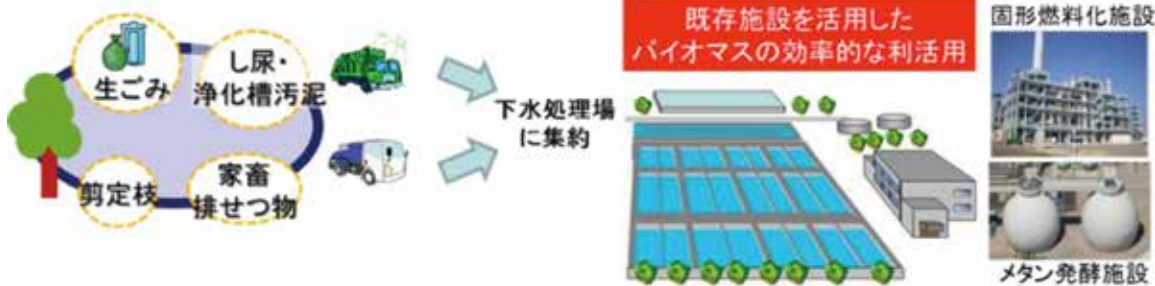


図2. 下水処理場における地域バイオマスの集約とエネルギー化（イメージ）

栄養塩を供給するなど、地域のニーズに同じ季節毎に水質を管理する「季節別運転管理」の取組が実施されています。

下水道事業を所管する国土交通省では、季節別運転の実施方法に関するガイドラインを策定するなど、周辺海域への影響を十分考慮した上で、栄養塩類の能動的な管理の取組を促進しています。

このような取組を進めていく上では、地域の実情や他の水生生物への影響、環境基準の達成状況等を踏まえた、望ましい水環境の在り方について、関係者間で共通認識を持っていただくことが重要です。環境省としても国土交通省等と連携を図りつつ、豊かな海の実現に向けた今後の方向性を検討していくことといたします。

詳細は後述しますが、第四次循環型社会形成推進基本計画において、下水処理場を地域のバイオマス活用の拠点とし、化石燃料代替エネルギー源または肥料としての再生利用や、他のバイオマスとの混合消化・利用を進めることを位置づけたところです。このような廃棄物系バイオマスは、他のインフラと連携し、地域全体で安定化・効率化することが重要とされており、環境省としても、下水処理場を拠点とした未利用バイオマスによるエネルギー化等を推進してまいりたいと考えています。

② 循環型社会を目指して

政府は、昨年6月に、第四次循環型社会形成推進基本計画を策定しました。本計画では、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏の形成による地域活性化②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね令和7年（2025年）までに国が講ずべき施策を示しております。特に地域においては、各地域の自立分散と相互連携で循環と共生を実現する「地域循環共生圏」を創造し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくべく、各分野での政策を展開してまいります。

世界的課題となっている海洋プラスチックごみ問題につきましては、漁業や観光業、海洋生態系へ悪影響が懸念されております。この問題の解決に向けては、途上国も含めた、世界全体での取組が不可欠です。環境省では、世界のプラスチック対策をリードするため

に、今年6月のG20までに「プラスチック資源循環戦略」を策定すべく検討を進めております。中央環境審議会から答申をいただいた戦略案には、ワンウェイプラスチックの排出抑制やバイオマスプラスチックの導入などの野心的なマイルストーンや、レジ袋有料化義務化をはじめとする実効的な対策が盛り込まれています。さらに、国民各界各層が一つの旗印の下に連携協働し、3Rなどの取組を国内外に発信する「プラスチック・スマート」キャンペーンや、その参加者を始めとする様々な団体の対話交流を促進する「プラスチック・スマート」フォーラムを展開してまいります。

食品リサイクル法については、第四次循環型社会形成推進基本計画で示された、家庭から発生する食品ロスの削減目標の達成のため、全国の自治体と連携して取組を進めるとともに、中央環境審議会及び食料・農業・農村政策審議会の合同合合の議論をもとに、取組を進めてまいります。また、太陽光発電設備のリユース・リサイクル等

を適正に行うための施策についても検討してまいります。来年の東京オリンピック・パラリンピック

競技大会に向けて、使用済小型家電から入賞メダルを製作する「都市鉱山からつくろ！みんなのメダルプロジェクト」については、その成果をレガシーとして活用し、小型家電リサイクルを社会に定着させるべく、自治体の回収促進支援などを内容とする「アフターメダルプロジェクト」を実施してまいります。

また、昨年は7月豪雨や北海道胆振東部地震など、全国各地で自然災害による大きな被害が発生しました。環境省では、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に進むよう、これまで蓄積してきたノウハウを活用して、発災直後から環境省職員及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（DWageNet）の専門家で構成

された現地支援チームを派遣し、全国の自治体や関係団体、民間事業者等の御協力のもと、災害廃棄物の適正・迅速な処理に関する様々な支援を行っております。今後想定され得る大規模災害も念頭において、平時から、災害廃棄物の円滑な処理体制の確保及び処理施設の防災拠点化等の強靱化対策を進めてまいります。

一般廃棄物行政については、昨年6月に策定された廃棄物処理施設整備計画において従来から取り組んできた3Rの推進、気候変動対策や災害対策の強化に加えて、地域に新た



海ゴミASEAN特別閣僚級会合
(タイ 平成31年3月)

な価値を創出する廃棄物処理施設の観点を記載しております。今後、自立分散型の地域エネルギーセンターとして、平常時はもとより災害時においても廃熱の有効活用により周辺施設への電気・熱供給が可能な施設としての役割が期待されていることから、廃棄物処理施設における廃棄物エネルギーの利活用を進めてまいります。

浄化槽については、優れた処理性能を有し、特に地方において経済的であり、地域の水環境保全や災害に強い低炭素なまちづくりへの貢献が期待されています。省エネ浄化槽の普及によって、早期の汚水処理未普及解消と、魅力ある水環境の創出や暮らしの質改善により地域の経済発展や活性を促進してまいります。

産業廃棄物の適正処理の推進については、優良産廃処理業者認定制度の見直しや電子マニフェストの更なる普及拡大に努めます。PCB廃棄物については、北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーについて、平成31年3月に計画的処理を完了いたしました。引き続き、期限内処理に向け取組んでまいります。

③ 環境再生に向けて

平成23年(2011年)3月11日に東日本大震災が発生しました。それに伴い、東京電力福島第一原子力発電所事故により大量の放射性物質が放出され、環境汚染が生まれました。環境省は、事故以降、除染、中間貯蔵施設の整備、汚染廃棄物処理等に取組んでまいりました。

除染については、昨年3月までに、帰還困難区域を除き、8県100市町村の全てで面的除染が完了しました。帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染を進めているところです。



双葉町減容化施設(中間貯蔵施設)における廃棄物処理業務起工式(福島県双葉町 平成30年11月)

中間貯蔵施設については、引き続き用地取得を着実に進めるとともに、施設の整備、除去土壌等の輸送を進めています。とりわけ、除去土壌等の輸送については、輸送開始の平成27年(2015年)3月からの累積輸送量が今年4月24日時点で現時点の輸送対象物量の20%(280万m³)を達成するなど、順調に進捗しております。また、除去土壌等の搬出が完了した仮置場については、除染関係ガイドラインに沿って、順次原状回復を進めています。あわせて、最終処分量の低減を図るため、除去土壌等の減容・再生利用に関する取組を進めています。福島県内の特定廃棄物の処理については、平成29年(2017年)11月から特定廃棄物物理処分施設への廃棄物の搬入を実施しており、今後も安全第一で事業を進めてまいります。また、福島県外の指定廃棄物等についても、地域の関係者と調整しつつ処理に向けた取組を進めてまいります。引き続き、安全、着実に環境再生に向けた取組みを進めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。